

山形広域環境事務組合一般職の職員の給与に
関する条例

〔平成 7 年 2 月
山広環条例第 2 号〕

改 正 平成 15 年 2 月山広環条例第 3 号

山形広域環境事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 43 年共衛条例第 6 号）
の全部を改正する。

山形広域環境事務組合一般職の職員の給与に関する事項については、山形市一般職の職
員の給与に関する条例（昭和 46 年山形市条例第 14 号）の規定を準用する。

この場合において、同条例の規定中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは
「管理者」と読み替えるものとする。

（平 15 条例 3 ・一部改正）

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 2 月改正）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。